

法体系

労働安全衛生法

1. 事業者の講ずべき措置を鮮明化するために、構造化部分は別法にするなどの工夫（例：作業環境測定法）
2. 事業者責任のより明確化
3. 産業医の職場巡回など規則の根拠条文のない条文等の整理

政令

省令

1. 有機則、特化則、鉛則、石綿則、粉じん則、電離則、除染電離則などの統廃合、整合性の確保
2. 労基法関係省令との関係整理（女性、年少者の就業制限と専属産業医選任基準、S21. 1178号通達の整理など）

その他

1. 事実上法条文の解釈基準となっている「解釈例規」の取り扱いの検討
2. ガイドライン、指針等の整理

（事業者に対する）施行にあたっては、重点事項を絞って明らかにし、違反に対する対処について、あえて差別化を図る。

## ニューサイクル分析

(ニューサイクルとは、スキル、スピード、サイエンス、スピリット及びセーフティの5つの視点からものごとを検討する考え方です。)

	内容	措置の例
スキル (関係者のスキルアップ)	1. 事業者の安全衛生実績の向上 2. 安全衛生担当者の知識・技能・経験の向上 3. 労働者の安全衛生知識技能の向上 4. 専門家の育成	1. 優遇措置と厳罰 2. 資格の厳格化 3. 安全衛生教育制度の整備（雇い入れ項目等） 4. コンサルタント制度の改善、育成機関の設置
スピード (適切な時期、速さ、期間、タイミング)	1. 5か年計画の中間見直し 2. 施策の時流に遅れない迅速対応	1. 中間年における検証と必要な修正 2. インターネットの活用
サイエンス (科学的根拠、効果の確保、わかりやすさ)	1. 科学的根拠に基づいた施策 2. 効果の科学的把握 3. 法令の明瞭化 4. 客観性の確保	1. 総安衛研の広範な活用 2. 一層的確な統計・分析に基づく施策の展開 3. 事業者が理解できる組立て、表現又は解説 4. 安衛委員会の改革、外部監査機関制度の導入
スピリット (関係者の認識の向上)	1. 事業者の責務の認識の向上 2. 安全衛生担当者の責任意識の向上 3. 労働者の協力 4. 心理学の活用	1. 監督指導体制の強化 2. 各種資格更新制度の導入 3. 安全衛生教育の充実、相談体制の整備 4. 心理学を活用した諸対策の実施
セーフティー (法令順守、規範の順守)	1. 労働安全衛生法の整理 2. 規則の整理 3. 指針、ガイドライン、通達の整理 4. 業界団体指導	1. 事業者の責務を中心に改組 2. 重複、齟齬、矛盾の解消 3. 呼称、位置づけ、性格別区分（例：解説例規、あるべき基準、望ましい基準）の明確化 4. 事業者の何らかの組織化、災防団体の見直し検討



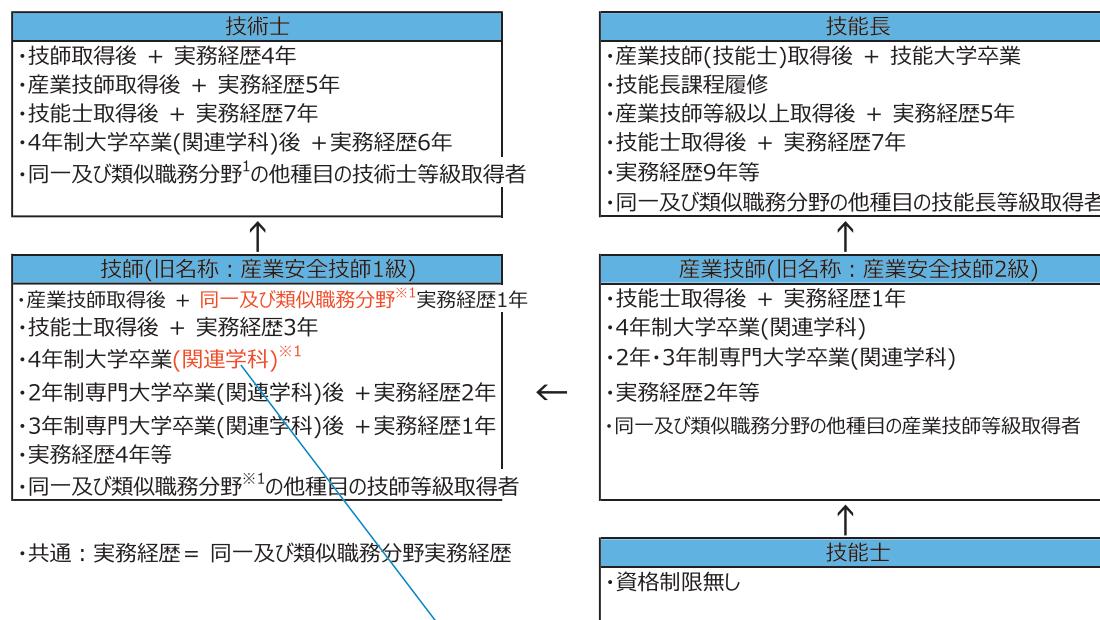
資料2 - 1

韓国の産業安全技師の資格制度概要

161102 金雄秀

## 1. 国家資格の応試資格条件体制「技術・機能分野」

- ・技術分野資格等級：技能士 → 産業技師 ⇒ 技師 ⇒ 技術士 ★産業安全技師は技術分野。
  - ・技能分野資格等級：技能士 → 産業技師 ⇒ 技能長



備考) 技術・技能分野の応試資格詳細内容は国家技術資格法 施行令 別紙4の2参照。

※1 同一及び類似職務分野・関連学科の範囲【産業安全産業技師・技師試験に応試可能範囲】

【表 1】

【表1】

職務分野	中 職務分野	国家技術資格種目	関連学科「詳細学科名称は下の記録参考」
25 安全管理	251 安全管理	【技術士】 が 介護技術士、建設安全技術士 機械安全技術士、 産業衛生管理技術士、消防技術士 人間工学技術士、電気安全技術士 化工安全技術士 【技師】 が 介護技師、建設安全技師、 産業安全技師、産業衛生管理技師 消防設備(機械分野)技師、 消防設備(電気分野)技師、 人間工学技師、火災鑑識評価技師 【産業技師】 が 介護産業技師、建設安全産業技師、 産業安全産業技師、 産業衛生管理産業技師、 消防設備(機械分野)産業技師、 消防設備(電気分野)産業技師、 火災鑑識評価産業技師	02 経営・会計・事務の内、024 生産管理職務分野と関わる学科 06 保健・医療の内、061 保健・医療職務分野と関わる学科 14 建設職務分野と関わる学科 15 鉱業資源職務分野と関わる学科 16 機械職務分野と関わる学科 17 材料職務分野と関わる学科 18 化学職務分野と関わる学科 19 繊維・衣服職務分野と関わる学科 20 電気・電子職務分野と関わる学科 21 情報通信職務分野と関わる学科 22 食品加工職務分野と関わる学科 23 印刷・木材・家具・工芸職務分野と関わる学科 24 農林漁業職務分野と関わる学科 25 安全管理の内、251安全管理職務分野と関わる学科 26 環境・エネルギー職務分野と関わる学科

・関連学科名称：

関連学科名称：  
加入安全工学(科・専攻), ガス工学(科・専攻), 健康管理学科, 健康Sport学科, 建設防災工学(科・専攻)  
建設安全(科・専攻), 建設安全システム科, 建築設備消防科, 建築設備消防安全専攻, 建築消防設備(学)(科・部・専攻),  
建築消防安全科, 建築消防行政学(科・専攻), 公衆保健学科, 機械設備消防安全科, 都市防災学(科・専攻), 防災システム(科・専攻)  
防災安全工学(科・専攻), 保健産業安全科(科・専攻), 保健安全工学科, 保健環境安全学(科・専攻), 山林環境科学(科・専攻)  
産業・材料・安全工学系列, 産業工学(科・専攻), 産業保健科(科・専攻), 産業安全(科・専攻), 産業安全管理科, 産業安全保健学科  
産業安全衛生科, 産業衛生(科・専攻), 産業環境保健(科・専攻), 船舶海洋工学(科・専攻), 消防建設系列, 消防工学科,  
消防防災(科・専攻, 学部), 消防防災工学(科・部・専攻), 消防防災システム専攻, 消防防災情報((学)科・専攻), 消防防災情報学科  
消防防災行政((学)科・専攻), 消防防災環境学(科・専攻), 消防防災管理学(科・専攻), 消防産業安全科, 消防設備工学(科・専攻)  
消防システム(科・専攻), 消防安全(科・専攻, (工)学科), 消防安全管理(学)(科・専攻), 消防安全救急((学)科・専攻), 消防安全福祉専攻  
消防学科, 消防行政(科・部), 消防環境管理科, 消防環境防災(科・専攻), 消防環境安全科, 消防環境学科, Sport・健康科学科  
Sport健康科学科, 昇降機安全管理(科・専攻), システム安全設計系列, 食品安全環境学(科・専攻), 安全工学科, 安全管理科  
安全保健科, 安全保健情報科, 安全福祉専攻, 安全システム(科・専攻), 安全システム設計専攻, 安全環境システム工学(科・部・専攻)

- 227 -



I礼# -版健康学科, 危機管理学科, 応急救助(学)(科,専攻), 災難管理工学(科,専攻), 電気消防システム専攻, 電気消防安全(科,専攻)  
 電子情報工学部, 地球環境科学(科・部・専攻・系列), 鉄道電気・機関士(科,専攻), 土木安全環境工学(科,専攻)  
 海事安全環境専攻, 海事危険管理専攻, 海洋安全システム工学専攻, 環境防災学(科,専攻), 環境保健(学)(科・専攻)  
 環境保健システム科, 環境産業安全保健学科、環境安全(保健)科, 環境安全システム工学部, 環境衛生(学)(科,専攻)  
 環境衛生化学工業(科,学科), IT-デザイン-消防系列

## 2. 韓国内の「産業安全関連」学科状況

・工学-産業安全-安全工学 and 防災工学  
 ⇒韓国の大学学科分類】トドです。

【表2】

	専門学士(2・3年)	学士	修士・博士	総計
①全国大学数 (大学院を含む)				1565
②工学-産業安全-安全工学(大学数)	25	15	25	65
②-1 工学-産業安全-安全工学(学科数)	34	16	26	76
③工学-産業安全-防災工学(大学数)	5	18	17	40
③-1 工学-産業安全-防災工学(学科数)	5	25	21	51
比率(全国比安全工学大学数) (②/①)				4.2%
比率(全国比防災工学大学数) (③/①)				2.6%
比率(全国比安全・防災工学大学数) (②+③)				6.7%

### ■ 安全工学科 開設大学と学科名

- ①専門学士(2・3年) : Daegu保健大学(消防安全管理科), Busan科学技術大学(消防安全管理科), Suncheon第一大学(産業)
- ②学士 : Chungbuk大学(安全工学科), Seoul科学技術大学(安全工学科), Gyeongju大学(防災安全科)
- ③修士・博士 : Chungbuk大学(安全工学科), Dongguk大学 大学院(安全工学科), Inje大学一般大学院(保健安全工学科)

## 2. 安全管理者法的選任制度の概要

### (1) 安全管理者の資格

安全管理者は次の各号のいずれかに該当するものとす

1. 法第52条の2第1項による産業安全指導士
  2. 「国家技術資格法」による産業安全技術以上の資格を取得したもの
  3. 「国家技術資格法」による産業安全産業技術の資格を取得したもの
  4. 「国家技術資格法」による建設安全技術以上の資格を取得したもの
  5. 「国家技術資格法」による建設安全産業技術の資格を取得したもの
- 6. 「高等教育法」による4年制の大学以上の学校で産業安全関連学科を専攻し、卒業したもの或は**  
**このような水準以上の学歴を持つもの**

### 7. 「高等教育法」による専門大学或はこのような水準以上の学校で産業安全関連学科を専攻し、卒業したもの

8. 次の各項のいずれかに該当するもの(該当法令が適用された事業でのみ選任できる)
  - ①「高圧ガス安全管理法」第4条及び同法施行令第3条第1項による許可を受けた事業者の中、高圧ガスを製造・貯蔵または販売する事業で同法第15条及び同法施行令第12条に従い採用する安全管理責任者
  - ②「液化石油ガスの安全管理及び事業法」第3条及び同法施行令第3条による許可を受けた事業者の中、液化石油ガスの充電事業・液化石油ガスの集団供給事業または液化石油ガスの販売事業で同法第16条及び同法施行令第5条に従い採用する安全管理責任者
  - ③「都市ガス事業法」第29条及び同法施行令第15条に従い採用する安全管理責任者
  - ④「交通安全法」第53条により交通安全管理者の資格を取得したものとして該当分野に採用された交通安全管理者
  - ⑤「銃砲・刀剣・火薬類など取締法」第2条第3項による火薬類を製造・販売または貯蔵する事業で同法第27条及び同法施行令第54条・第55条に従い採用する火薬類製造保安責任者又は火薬類管理保安責任者
  - ⑥「電気事業法」第73条に従い電気事業者が採用する電気安全管理者
9. 第12条第2項により担当安全管理者を置くべき事業場(建設業は除外する)で安全関連業務を10年以上担当したもの
10. 「建設産業基本法」第8条による総合工事を施工する業種の建設現場で法第13条による安全保健管理責任者として10年以上在職したもの

### (2) 安全管理者を置かなければならない事業の種類・規模、安全管理者の数及び先任方法

⇒事業の種類は代表的な業種記述。建設業の場合、詳細「工事期間によって等」選任基準があるが、ほぼ以下の基準

【表3】

事業の種類	規模	安全管理者数	選任
・土砂石鉱業 ・製造業「非金属・電子・1次金属 自動車等の製造業」	常時勤労者 500名以上	2名以上	・上記(1)に該当する人(9、10項除外) ・上記(1)1・2項又は6項に該当する人 1名以上が含まれなければならない。
	常時勤労者 50~500名未満	1名以上	・上記(1)に該当する人(4、5、9、10項除外)